

「第 122 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 8 年 4 月 24 日（金曜日）に、「第 122 回 コーデックス連絡協議会」を AP 赤坂グリーンクロス E ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は清水隆司委員が議事進行役を務めました。
議事次第に基づいて、事務局から、令和 8 年 5 月に開催される第 49 回食品表示部会(CCFL)の主な検討議題の説明を行い、令和 8 年 2 月に開催された第 29 回油脂部会(CCF0)並びに令和 8 年 3 月に開催された第 45 回分析・サンプリング部会(CCMAS)及び第 28 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の報告を行い、意見交換を行いました。
なお、委員は会議室又はウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 49 回食品表示部会 (CCFL)

仮議題 2. 1 : 香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国 (country of harvest)』の使用について

- (木村たま代委員) 電子作業部会 (EWG) の結論を日本が支持する方針であることは理解した。一方で、消費者としてはどこで収穫されたかは重要であり、義務化が望ましいと考えている。このような意見があったことは受け止めてもらいたい。
- (樋渡由岐委員) 収穫国表示について、サフランのように偽装リスクの高い品目では義務化の議論が続いている。一方で、加工食品では原料の多国籍化が進み、原産国と収穫国を別々に管理することは、流通などの現場では相当な負担となる。消費者に有益な情報提供を維持しつつ、実務的に運用可能な制度設計をどのように検討されているのか教えてほしい。
- (事務局) 収穫国表示に一定のニーズがあることは理解しているが、日本の食品表示制度における義務表示の検討に当たっては、消費者の意向、事業者の実行可能性及び監視の実行性を踏まえる必要。このうち監視の実行性の観点では、原産国の真偽は書類で確認可能であるものの、収穫国の真偽は海外での加工状況等を確認できるようなシステムの構築が必要となり、対応は困難。なお、他国からも同様の懸念が寄せられている。現在の表示ルールにおいても収穫国表示は任意で可能であり、事業者適切に対応いただきたい。
- (山口隆司委員) 包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) のセクション 4.5 中の「性質の変化」とは、物理、化学変化、用途の変化、加工の変化等が考えられるが、科学的変化の分析手法も含め簡単に定義できそうにないと思う。消費者庁の認識を教えてください。
- (事務局) 今後の他国の意見及び動向も注視しつつ対応を検討するが、解釈にばらつ

きがあり、揉めている。日本の食品表示基準では、あるものを材料としてその本質は保持させつつ新たな属性を付加することを「加工」と定義している。

- 仮議題 2. 2：第 45 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）からの情報提供
（細野秀和委員）本年 3 月に CCMAS から CCFL へ回答が送付された予防的アレルギー表示に関する分析法のレポートについて、CCFL は、3 年間にわたる CCMAS のご尽力に対して、感謝のメッセージを発信してはどうか。また、その際は、CCFL としてこの回答をどう受け止めたのかを、CCMAS に伝える必要があると思われるが、それらを日本から提案してはどうか。
- （事務局）感謝を述べるべきとのご意見はおっしゃるとおりと考える。レポートの取扱いについては、CCFL49 の開催前の物理的作業部会（PWG）で情報収集しつつ、適宜対処したい。

仮議題 5：包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルギー表示（PAL）の使用に関するガイドライン（ステップ 7）

- （辻山弥生委員）CCMAS からのレポートについて、CCFL へ提出された段階で議論した経緯はあるか。また、CCMAS はどのような立場でレポートを提出したのか。
- （事務局）議論した経緯は特になし。CCMAS の立場としては、現在、世界中で用いられている検査法を集めて、一定の科学的根拠があるものについてリストをまとめたものと承知している。日本国内において使用している検査法も日本から提出しており、リストについて特段反対することは考えていない。
- （穂山浩委員）日本は監視のためのアレルギーの検査法や用いられる標準品が統一されている。PAL の閾値を定めるための参照用量（RfD）がガイドラインで決まりつつあり、現在はステップ 7 に差し掛かり日本の表示制度への影響を心配する声があると思うが、現在、食品安全委員会で健康影響評価研究の暴露評価において、最大 1 回摂取量でも卵、乳、小麦、落花生、そば、甲殻類、くるみについては、RfD よりも低いことが明らかにされている。卵、乳、小麦に関しては論文が掲載されている。ステップ 7 で本ガイドライン案が決まっても、日本のアレルギー表示制度には影響がないと思われる。
- （辻山弥生委員）ガイドライン案は日本のアレルギー表示制度と整合性はあるのか。CCFL の文書を読むと、日本の注意喚起表示の表現は認められないと書かれているようだが、大丈夫なのか。

また、RfD は、ワンポーション（1 包装食品）あたりの数値であり、例えば乳を含む食品を食べる場合で想定すると、1 包装食品あたりの量が 100 g 程度と仮定するとアクションレベルは 20 ppm となり、日本のアレルギー表示の閾値である数 ppm を超過する。（総タンパク含有量が日本のアレルギー表示の閾値である「数 ppm」を超過するものの、本ガイドラインに従って求められるアクションレベルである「20 ppm」を下回るような製品に関しては）日本では表示が必要とされているが、本ガイドラインに従うと表示してはいけないので、アレルギー患者への影響が心配である。よく精査してほしい。

また、回付文書（CL）への回答として各国コメントが掲載されたが、韓国は、「（アレルギーを含む食品を）同じ工場で作っている」といった表示も認められるべきとの意見。ブラジルは、FAO/WHO 専門家会議のリスク評価の 6 つめのレポートが公表されるまで、RfD の表はスクエアブラケットにするべきとの意見。CCFL 関係者は CCMAS からのレポートをまだ十分読んでいないと考えられ、また、ブラジルも言うようにリスク評価のレポートもまだ公表されていないので、これらを踏まえて議論が行われるべき。

現地や非公式会合では知り合いを増やし、日本の考え、懸念を伝え、日本の発言を支持してもらえよう人脈を作ってほしい。発言しても他国から支持してもらえなければ意見が通らない。国税を使って出張するのでしっかり対応してほしい。

(事務局) もともと、本ガイドラインは PAL 表示の不必要な過剰使用は抑制されるべきという認識から検討が始まったもの。科学的根拠に基づいて表示するという点で、日本の表示制度とは一致していると考えている。また本ガイドラインでは、食物アレルギーの非意図的混入に対して、表示する場合は、まずは低減措置に努めること、低減措置を図っても混入してしまう場合に科学的根拠を基に表示すること、数 ppm レベルの管理であることが示されており、こうした対応と日本の注意喚起表記の考え方は整合していると考えている。

(廣田浩子委員) 対処方針の「現行の日本の意図しないアレルギーの混入に対する表示の考え方と基本的に整合する」には齟齬があるのではないかと。

(細野秀和委員) 電子的作業部会の最終案に挿入された「such as ‘may be present’」は、「or equivalent words」は PAL の文言に柔軟性を付与 (may contain 以外の表現の許容) するために導入されたものであることが否定されるものではないことを確認すべきではないかと。

また、現在のガイドライン案の 5.2.1 項の脚注 (4ter) に「In addition to the specified name of wheat, rye, and barley, the word ‘gluten’ may be used.」とあるが、小麦、ライムギ、大麦はアレルギー食品の特定原材料名 (specified name) であるのに対し、グルテンは特定原材料名ではないので、同等・同列に扱うことは適切ではないと考える。例えば「‘may contain wheat, rye. Gluten may be present’ のように、同等ではない表示にすべき」などと注釈を修正するよう、日本から提案してはどうか。

(事務局) 1 点目については、「may contain」以外の表現が許容されることを確認したい。2 点目についても、グルテンが特定原材料名である小麦、ライ麦、大麦と並列に扱われるものではないということを確認したい。ただ、GSLPF では特定原材料名で書くようになっており、本ガイドラインもそれに付属する文書なので、ご指摘いただいたような点は確保されているだろうと考えている。

(森田満樹委員) 説明資料 6 ページの図についてお伺いする。下部「PAL 表示」の表では、日本におけるアクションレベル未満の意図しない混入は「×」、アクションレベル以上は「△」となっているが、これは日本の制度の現状と齟齬があるのではないかと。

(事務局) 資料の書き方に分かりにくさがあり申し訳ないが、アクションレベル以上では、今の日本の制度では、常に出る場合に表示が求められるという意味で「△」としている。アクションレベル未満では、日本の現行制度では、上の「日本の制度」の表の (②だけでなく) ③に該当する場合もあるという意味で、「×」でない場合もある。いずれにせよ、日本の制度がより消費者の安全側に立っており、情報が詳細に出ているという現状であることから、これを変更することは考えていない。表示がなくなってしまうとの誤解を招かないよう、食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議も活用して議論を進めたい。

(森田満樹委員) 輸入食品の場合、アクションレベル未満の場合でも現状は PAL が表示されていたが、ガイドライン作成後は表示されなくなり、これまで得られていた情報がなくなってしまうのではないかと。一方、輸出される食品においては、

日本の注意喚起表示は「may contain」に読み替えられるのか等、どのような扱いになるのか不明であり、色々なところに影響が出るのではないかと懸念されている。

(事務局) 国ごとに表示の対象は異なるため、製造者に確認しないと正確な表示はできない。そのような中、現状で明確なデータがないのに PAL の表示がされているのが問題であり、PAL のガイドラインが作成されることにより、まずはデータに基づく表示がされることとなる。また、まずは低減措置を実施し、その上で表示がされることとなる。

(森田満樹委員) 分析法もはっきりしていない中で本ガイドライン案のステップが進んでしまうと、混乱が生じることを懸念。日本にも影響するし、国際ルールが変わり、今まであった情報がなくなり規格書作成に影響するといった影響も考えられる。科学的根拠というが、CCMAS の回答には期待した情報が全て入っていないという話もある。

また、日本は食品表示制度の在り方として国際基準との整合性を踏まえながら議論すると言っている中、根本的な考え方が日本と違うガイドラインに対して、「日本の表示の考え方と整合する」というのは違うと考える。アレルギー患者への情報が少なくなったり、アクションレベルの分析法もわからない中で本件が進んでしまうことが心配で、懸念点を申し上げた。

(事務局) 検査法の整備の観点で混乱が起きるのではないかとこの点については、検査法がないものもあるので、CCFL で議論すべきと考えており、CCMAS からの回答をどうするかは一つの論点になると考えている。日本の表示制度を変えることは考えておらず、今までどおり引き続ききちんと表示していくことが重要と考えている。

(辻山弥生委員) 森田委員と共通の問題意識を持っている。国内の制度が国際基準よりも厳しいものとなることは、WTO/SPS 協定や TBT 協定、二国間協議において国内制度の変更を迫られるリスクとなる可能性もあるので、日本の制度を国際的な基準に反映させられるよう、他国と協調して議論を進めてもらいたい。ブラジルは、本件を先延ばしするよう主張しているので、連携してうまく対応してもらいたい。

(2) 第 29 回油脂部会 (CCFO)

議題 5 : トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量削減を目的とした油脂規格改訂案 (ステップ 4)

(森田満樹委員) 組成及び品質に係る規定 a 及び b の記載について合意に至らずステップ 2 に戻されたが、今後の議論としては、国ごとの柔軟性をキープした上でステップを進めていくのか。どのような見通しになるのか教えてほしい。

(事務局) これまでの議論をそのまま繰り返すことにはならないと考えている。規定 a 及び b の記載について議論される上で、サウジアラビア及び EU が議長国となったことを踏まえると、まずは規定が a のみになった状態で案が示される可能性があると考えられる。その場合、部分水素添加油脂の使用禁止で規制している国から反対意見が出て今回同様議論が進まなくなる可能性がある一方、TFA の上限値を超えないことをどう示せばよいか、すなわち分析方法に関する議論へ進む可能性もあると考えられる。そこで、部分水素添加油脂を不使用であれば TFA の上限値を超えることがないといったことをデータで示すことができれば、部分水素添加油脂の使用禁止政策導入国であっても対応可能な運用を組み込むなどで合意に至ることができるとも考えられる。こちらは担当としての予想であり、実際にどうなるかは今後の EWG での議論を注視したい。

- (森田満樹委員) ぜひ、これまでの議論を再び繰り返すのではなく、日本の柔軟性に係る主張を通してほしい。
- (辻山弥生委員) 元々のスケジュールとしては、いつ終了する予定だったのか。日本としては無くても問題のない規格だと思うので、スケジュールから遅れているのであれば、日本から議論の中止を提案するのも良いかと思う。
- (事務局) ご助言に感謝。

議題9. 3 : 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更) に関する討議文書

- (山口隆司委員) 現在流通している高オレイン酸品種の品種改良が進んだ結果、ステアリン酸含量が規格値を下回るヒマワリ油が流通するようになったという理解で良いのか。
- (事務局) ステアリン酸含量が規格値を下回るケースが発生した要因については、資料中に明示はされていないが、品種改良や栽培条件などの複数の要因によるものだと考えられている。イランは品種による影響について言及しているものの、科学的根拠についてはイランの提案文書では示されていない。オレイン酸とステアリン酸が逆相関の関係にあり、高オレイン酸品種の品種改良によりステアリン酸の規格値を下回るものが出たのだろうという反応は議場内でも見られた。他の規格項目は適合しているにも関わらず不適合となる事例が生じていることを踏まえ、国際流通の実態と規格との乖離を是正する目的をもって、本提案がなされているところ。
- (辻山弥生委員) イランではこのケースによって、実際に不利益が生じていたのか。
- (事務局) イランでは、国内で高オレイン酸ヒマワリ油の需要が高まっているが、ステアリン酸含量の規格不適合のため高オレイン酸ヒマワリ油として輸入が出来なくなるケースがあるとのこと。
- (辻山弥生委員) イランはコーデックスの規格とは別の、独自の規格を作ればよいのではないか。
- (事務局) イランがコーデックス規格と同様の規格を導入しているかは把握できていないが、名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) では成分の規格によりヒマワリ油のグレードが高オレイン酸、中オレイン酸、通常品と分けられているところ、(現行規格では高オレイン酸ヒマワリ油の) 実態に合った取引ができず困っているとのことだった。

(3) 第45回分析・サンプリング部会 (CCMAS)

議題3 : コーデックス規格中の分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認

- (山口隆司委員) サンプリングプランについて、ニュージーランドは生産者リスクしか考慮していないと断言しており、アジア地域調整部会 (CCASIA) は生産者リスクと消費者リスクの両方を考慮した結果であるとしているが、この消費者リスクは説明いただいたものと意味合いが違うということか。ニュージーランドは何を根拠に消費者リスクを考慮していない、と発言しているのか。
- (事務局) 日本から提案したサンプリングプランは、国際規格である ISO 規格に準拠したもの。本 ISO 規格においては生産者リスク指標である受け入れ可能なロットの品質を示しており、消費者リスク指標となる品質の限界を示しておらず、ニュージーランドはこのことから生産者リスクしか考慮していないと主張した。しかし、消費者リスク指標となる品質の限界は示されていないだけで、計算し考慮することは可能である。そのため、CCASIA の議論においては、消費者

リスク指標である品質の限界も示し生産者リスクと消費者リスクの両方を考慮した上で、先ほど御説明したような背景を踏まえて承認に至った。

(山口隆司委員) ニュージーランドとしては最終的に承認したのか。

(事務局) ニュージーランドは、サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) に記載されたプロセスに基づき、適切な消費者リスクと生産者リスクの値を示した上で妥当かどうかを確認すべきと主張していた。一方で、CCASIA の議論の進め方としては、まずベースとなる生産者リスクを決めた上で、それに対して消費者リスクを算出して両方を見比べて妥当かを判断している。その進め方についてニュージーランドとしてはこだわりがあり、その点について懸念は表明されたものの、アジア地域で使われるサンプリングプランであり、アジアの他の加盟国からも支持が表明されたことから、CCASIA に再度検討を要請しても結論は変わらないことを踏まえ、最終的に承認された。

(辻山弥生委員) 本サンプリングプランは CCASIA に回答されて終わりなのか。

(事務局) ニュージーランドから懸念は示されているものの、CCMAS45 において承認されたため、基本的にはこのまま収載されると思料。別途サンプリングプランをどこにどのように収載するのかといった議論が CCMAS においてなされているものの、最終的には分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) のどこかに収載して終わりとなる。

(辻山弥生委員) サンプリングプランの収載にあたっては、コーデックス文書のためどこかのタイミングで総会での議論を通ることになるのか。

(事務局) 本サンプリングプランは最終的には CXS 234-1999 に収載されることは合意されているものの、どのように収載されるかは決まっていないため、当面は個別規格の中に書かれることとなる可能性が高い。それらの個別規格の変更手続きが行われることになるため、規格の修正 (Amendment) として総会に諮られることになると考えられるが、その点について明確な説明はなかった。

(辻山弥生委員) 総会に諮られることになると再びニュージーランドから意見が出る可能性があると思われる。ニュージーランドと再度話す機会があれば説得してほしい。

議題 6 : 予防的アレルゲン表示に関する分析法

(穂山浩委員) 資料に「議論の結果、上記に加え、分析法のリストにおける結果報告単位を一貫性のため修正する等し、CCFL に送付することに合意した。」との記載があるが。これはどういう意味か。

(事務局) CCMAS は CCFL からの付託事項に応え、各国から提供された情報を元に分析法のリストを作成している。本リストは、AOAC インターナショナル (AOACI) 及び欧州標準化委員会 (CEN) のガイドラインに沿った評価の結果として、妥当性確認の状況等を要素に Table 1 と Table 2 が分割された状態で作成されているが、項目は両方で共通である。項目の 1 つである「分析可能な濃度範囲あるいは定量下限」の情報が、本来は分析法に規定される単位を一貫して正確に表記すべきところ、一部分分析法の単位について省略等がされていたため、正確な単位で技術的な修正がされた。

(穂山浩委員) 基本的にはタンパク質 $\mu\text{g}/\text{kg}$ またはタンパク質 mg/kg となるのか。

(事務局) 分析法の規定に合わせた単位表記としている。

(辻山弥生委員) CCMAS45 のレポートを見ると、「The submitted list of methods in tables 1 and 2 shall not be construed as a recommendation or an endorsement of food allergen methods.」と書いており、CCMAS は CCFL に対しこの分析法を使用すべきとのポジションではないと考えられるが、これを受

けて CCFL はどう動けばよいのか、解釈を教えて欲しい。

(事務局) CCFL の会議文書にはレポートの取扱いに関する記述はなく、これから検討されるものとするが、議論の状況について情報収集しながら検討してまいりたい。

(4) 第 28 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

議題 7.2 食品中の動物用医薬品 MRL の一又は複数の種への外挿に関するその他の事項：肝臓及び腎臓以外の可食臓器への外挿

(松藤寛委員) 科学的データがない状態で、その他の可食臓器に外挿をしようという発想が出てきた背景は何か。

(事務局) 貿易上の問題が起点と理解しているが、後ほど確認して回答する。

(後日回答：これまで一部地域でのみ流通していた可食部位が、国際的に流通する機会が増え、輸入の現場で基準値がないことにより生じた問題を解決するため、基準値の設定が望まれた。一方で、それらの部位は残留試験等のデータがないことが多く、新たに試験等を実施することも困難であることが多く、既存の基準値を外挿することで、課題解決が図られたと考えられる。)

議題 8.1 飼料中の動物用医薬品の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局が取りうる措置に関するガイダンス (ステップ 4)

(道野英司委員) 以前から飼料中のキャリーオーバーは課題となっていたが、「ポジティブリスト制度」にどのように当てはめていくのか、現時点の考えを示してほしい。

(事務局) まさにその点については、今後の検討が必要と考えている。コーデックスのアクションレベルを国内でどのように取り扱うのかについては、国際調和の観点からも、今後考えていくことが重要であると認識している。具体的には、食品中の残留基準値を設定する消費者庁だけでなく、飼料工場を所管する農林水産省や食品の監視指導を所管する厚生労働省と連携することが重要と考える。

(穂山浩委員) キャリーオーバーはそもそもコンタミと思われるが、飼料工場の清掃に関するガイドライン等は存在するか。

(事務局) 存在するが、遵守した上でもキャリーオーバーは発生するとされている。

(後日補足：適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) に清掃に関する内容が含まれていることを確認)

議題 10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

(穂山浩委員) 新規追加された、ドラメクチン、ケトプロフェン、プラドフロキサシンは、農薬としても使用されるのか。動物用医薬品としての使用しかない場合、急性参照用量 (ARFD) の設定を求めている背景には、短期暴露評価での懸念があるのか。今後、日本としても ARFD を考慮することとなるのか。

(事務局) 新規追加された物質は、いずれも農薬で使用されるような性質のものではない。ARFD の設定は要望に基づいて優先順位リストに掲載されたものであり、今後、国際的にそのような流れがあるのであれば、日本としても考慮が必要になることは考えられる。

(以上)